

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 技術・家庭（技術分野）】

○ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

- 1 対象学年
・第1学年

- 2 内容等
【技術分野】

B 生物育成の技術

(1) ア

- ・育成する生物の成長、生態の特性等の原理・法則と、育成環境の調節方法等の基礎的な技術の仕組みについて指導する題材の1時間目の授業。（ただし、小学校での学習を踏まえた中学校での学習におけるガイダンス的な内容は終了したものとする。）

- 3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

- 4 留意点

- ・演示で使用する教材・教具等がある場合は、試験当日に持参すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間が掛かるものは避けること。
- ・パソコンやタブレット端末、プロジェクタ、電子黒板等の貸し出しは行わない。
- ・施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・生徒役は面接官が担う。